

香芝市告示第155号

香芝市生活安全推進協議会の組織及び運営に関する要綱を次のように定める。

令和6年12月27日

香芝市長 三橋和史

香芝市生活安全推進協議会の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市安全で住みよいまちづくりに関する条例（平成9年条例第14号）第5条の規定に基づいて設置する香芝市生活安全推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、安全なまちづくりを推進するため、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 市民の安全意識の高揚及び啓発に関する事項
- (2) 市民の自主的な防犯又は安全活動の推進に関する事項
- (3) 生活安全環境の整備及び改善に関する事項
- (4) その他市長が生活の安全上必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 生活安全のための活動を行う団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第5条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、市長が委嘱又は任命する。

3 顧問は、会長の諮問に応え、協議会に出席し意見を述べることができる。
(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
(庶務)

第7条 協議会の庶務は、地域安全活動の推進に関する事務を所掌する課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。